

千葉市公告第127号

道路の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を廃止したので、千葉市建築基準法施行細則（昭和59年規則第59号）第20条の2の規定において準用する第18条第3項の規定により次のとおり公告します。

その関係図面は、千葉市都市局建築部建築指導課において縦覧に供します。

令和5年2月8日

千葉市長 神谷俊一

- 1 廃止年月日及び番号 令和5年2月8日 第R4-23号
- 2 廃止道路の種類 第42条第1項第5号の規定による道路
- 3 申請者氏名 大木 敏浩
- 4 廃止する道路の土地の地名地番 花見川区作新台三丁目1408番1の一部、1410番87の一部

5 道路の概要

| 幅員 | 延長 | すみ切りの長さ | 側溝の幅 | 自動車転回広場 |
|-------|-------|---------|------|---------|
| 6.00m | 29.1m | - | - | - |